

奈良県における多面的機能支払交付金事業の取組について

北部農林振興事務所 農村地域振興課 貴志 容子

1. はじめに

奈良県における農業・農村は、過疎化・高齢化・都市と農村との混住化等の進行に伴い、集落機能が低下している。そのため、地域の共同活動によって支えられている、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の多面的機能の発揮が難しくなっている。

このような状況を鑑み、本県では、平成26年度より多面的機能支払交付金事業を実施し、農村地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進している。

本論文では、本県における当該事業の取組状況をもとに、留意すべき課題等を整理するとともに、取組推進を図るための実施体制案を述べる。

2. 多面的機能支払交付金事業について

当該事業は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、国庫補助事業により実施している。農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されており、農地維持支払交付金は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援する。資源向上支払交付金は、地域資源の質的向上を図る共同活動および施設の長寿命化のための活動等を支援する（図1）。



図1 多面的機能支払交付金制度の構成図

当該交付金は、事業実施期間を原則5年としており、農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成されている活動組織に対し、5カ年の事業計画書に定めた農用地面積に応じて、国50%、奈良県25%、市町村25%の割合で交付される。また、市町村が、活動組織から提出される実施状況報告書、活動記録、金銭出納簿等の実績書類によって、交付金が適正に使用されたかどうか判断することとなっている。なお、活動期間の終わりを迎えた組織について、再度5カ年計画を作成することで、次の5年間も活動を継続することが可能である。

3. 奈良県における多面的機能支払交付金事業の取組状況について

(1) 近年の実施状況

奈良県においては、当該事業を平成 26 年度から実施しており、令和元年度では、22 市町村・268 組織が約 5,700ha の認定農用地で当該事業に取り組んでいる。認定農用地面積は、平成 26 年度から比較すると、1.35 倍に増加しているものの、農業振興地域内における農用地のうちの約 37%にとどまる。全国平均は約 55%程度であり、奈良県は下回っているのが現状である。本県は全国平均値を目標としており、今後も取組面積の拡大を図る方針である。しかしながら、平成 30 年度末で活動を終了する組織が 11 組織あり、活動の継続が課題となっている（図 2）。

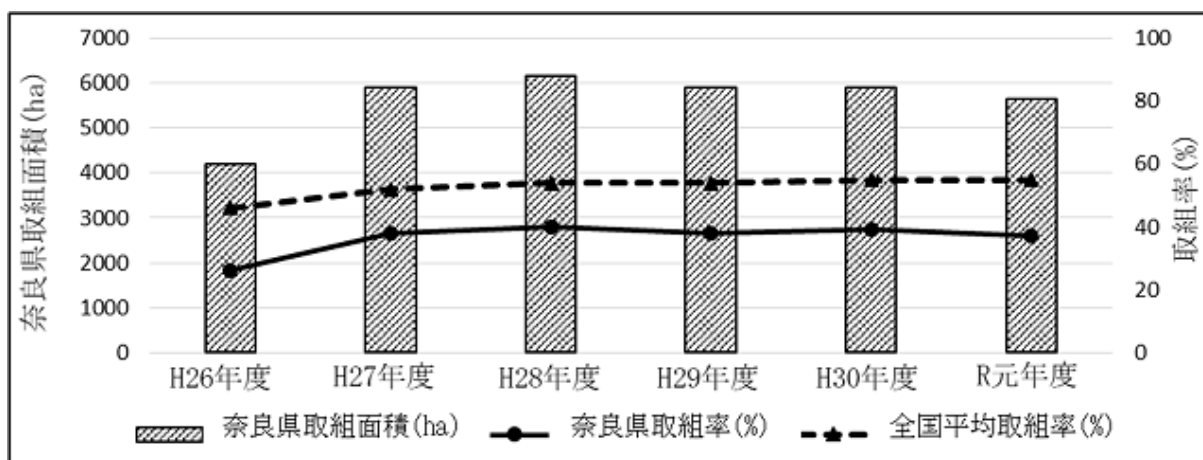


図 2 奈良県における取組面積および取組率の推移(平成 26 年度～令和元年度)

(2) 取組事例

ここで、取組事例として、県内における一つの活動組織を取り上げる。

斑鳩町岡本地区は、斑鳩町の北東部に位置し、日本最古の三重塔を有する法起寺の周辺に位置している（図 3）。

平成 27 年度より当該事業の取組を開始し、本年度で 6 年目を迎える。令和 2 年度 of 取組面積は、田 13.89ha、畑 1.53ha の計 15.42ha である。

本地区は、水田地帯が広がっており、水稻を中心にイチゴや景観作物としてコスモスの集団栽培が盛んであり、当該事業においても、約 2.5ha の農用地でコスモスの植栽活動を行っている。当該活動は、遊休農地の発生を抑制するだけでなく、農村景観の保全にも寄与している。さらに、大勢の観光客が三重塔を背景にしたコスモスの写真を撮りに訪れるため、県道沿いにある既存の直売所においても賑わいが創出され、農村の活性化に繋がっている（写真 1-1）（写真 1-2）。

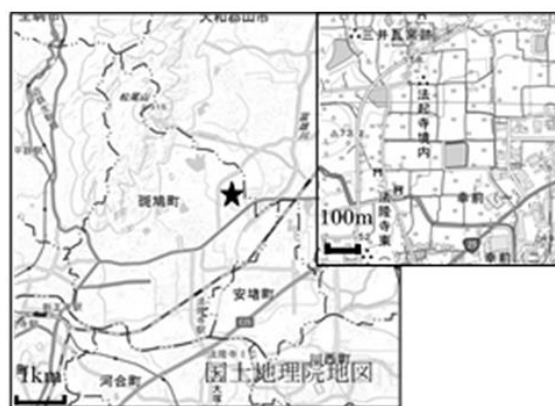


図 3 斑鳩町岡本地区の位置図

また、当該組織では、農道の舗装も行っており、平成 27 年度から令和 6 年度までの間に約 0.7km 整備する予定である。本交付金を活用することで、自治会等の負担金だけでは実施が難しかった農業用施設の機能増進も図られた（写真 2-1）（写真 2-2）。



写真 1-1 コスモス植栽風景（開花前）



写真 1-2 コスモス植栽風景（開花後）

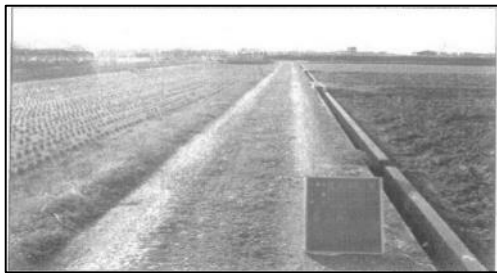


写真 2-1 農道整備（施工前）



写真 2-2 農道整備（施工後）

(3) 当該事業における効果と課題点

以上のことから、本事業の効果として、地域資源の適切な保全、農村環境の保全・向上、農業用施設の機能増進等、が挙げられる。また、事業開始前より実施していた、地域の共同活動にも日当支払が可能となったことで、参加者が増え地域が活気づいた。

一方で、農林水産省が実施した、平成 30 年度末に活動を終了した活動組織に対する調査結果から、継続を断念した理由が明らかとなった。主な理由として、代表者や役員の後継者不足、申請・報告のための書類作成にかかる事務処理負担、過疎化や高齢化等による参加者の不足等が挙げられる（図 4）。

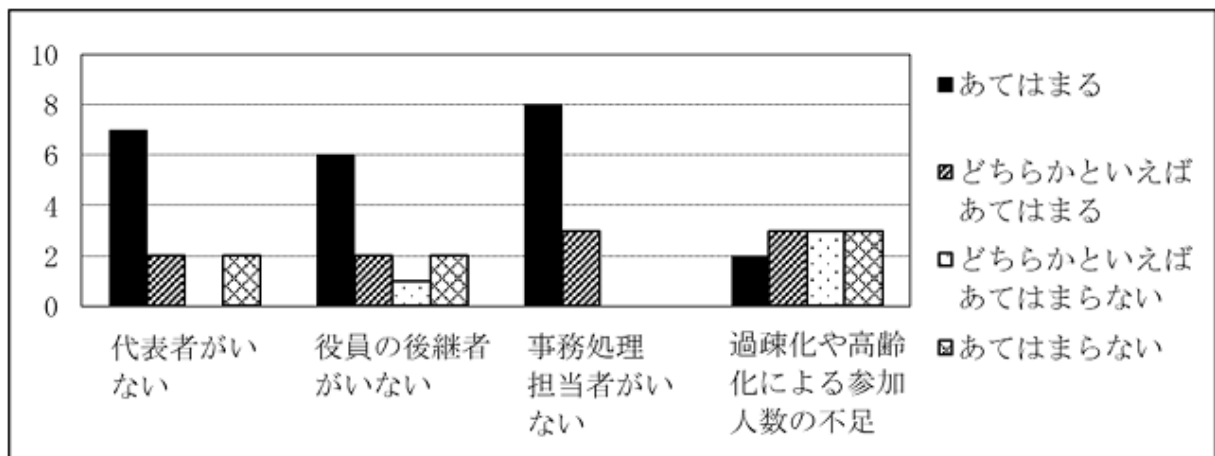


図 4 平成 30 年度末に活動を終了した活動組織に対する調査結果 (N=11)

(4) 課題に対する解決案

前述の課題を解消するためには、国、県、市町村等と密に連携をとりながら、活動組織へ支援および補助を行うことのできる、奈良県土地改良事業団体連合会を活用する必要があると考える（図 5）。奈良県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に基づき、土地改良事業を行う者の協同組織として、土地改良事業の適切かつ効率的な運営の確保に尽力している。また、当該組織は、交付金事務に精通しており、自治体等の窓口にも適している。そこで、当該組織が、主な事務作業である、事業計画および実施状況報告書の作成補助を行うことで、活動組織は事務負担が軽減されるとともに、本来の取組に専念することが可能となる。さらに、自治体等の調整について当該組織が行うことで、代表者・役員の負担の軽減も期待される。

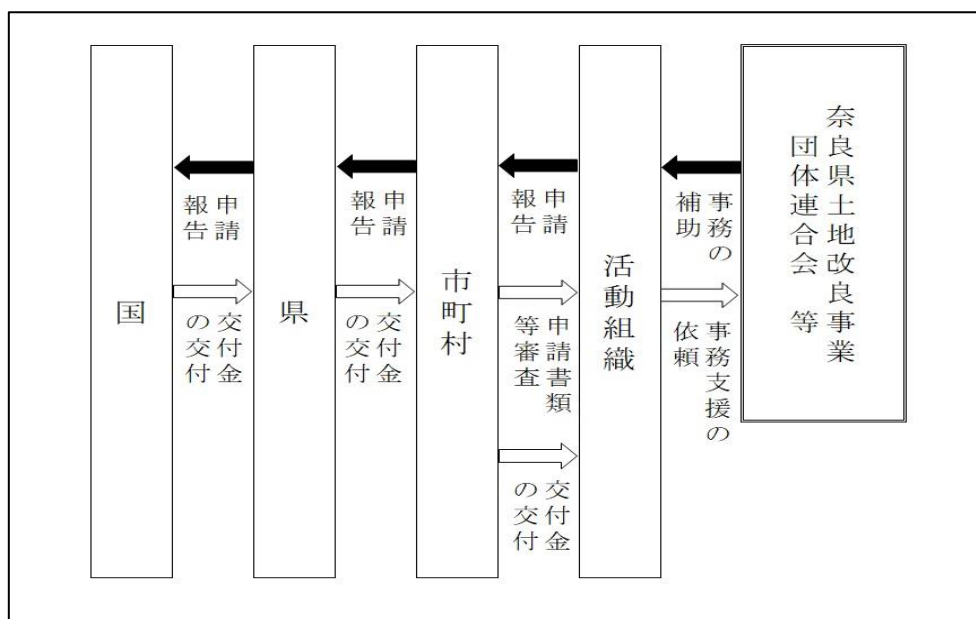


図 5 実施体制図

4. おわりに

当該事業に取り組むことにより、本県における農村地域のコミュニティは維持・強化されるとともに、地域資源の保全管理、農村地域の活性化等にも繋がっている。しかしながら、事業を継続していくうえで、活動組織の高齢化や事務処理負担等の課題が明らかとなった。今後も取組の推進および継続を行うために、国、県、市町村、活動組織、そして奈良県土地改良事業団体連合会の連携を強化していく必要があると考える。